



広島市火災予防条例の一部改正

令和8年3月31日から

# 「簡易サウナ設備」

の基準が施行されます

事業のために設置する場合は、  
届出と検査が必要です!



バレル型サウナ



テント型サウナ

- 近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、テントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加しています。
- 広島市火災予防条例の改正を行い、テント型サウナやバレル型サウナの構造・材質などの特性に応じた基準となるよう見直しを図りました。

## 簡易サウナ設備とは

※「簡易サウナ設備」に該当しないサウナは、すべて「一般サウナ設備」として規制

次のすべてを満たすものが対象です。

1. 屋外その他の直接外気に接する場所（建築物の屋上を含む）に設置する  
「テント型サウナ」や「バレル型（円筒形で木製）サウナ」に設ける放熱設備

2. 放熱設備の定格出力は6キロワット以下

※ 定格出力は、販売・製造メーカーの仕様書などで確認してください。

3. 薪や電気を熱源として使用するもの



放熱設備

# 守るべき主な事項

- 簡易サウナ設備は、建築物等及び可燃物から①又は②（火災予防上安全な距離）を確保しましょう。
  - 可燃物の表面温度が高温（100度）にならない距離
  - 可燃物が引火しない距離（可燃物の表面温度が200～300度を超えない距離に相当）
 ※ ①や②は、販売・製造メーカーの仕様書などで確認してください。
- 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けましょう。
 ※ 薪を燃料とする簡易サウナ設備は、火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することで、代替が可能です。
- 風や地震等で倒れないよう、適切な転倒防止の措置を講じましょう。
 ※ 強風時には使用しないように留意しましょう。
- 簡易サウナ設備の周囲は、常に整理・清掃に努め、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないようにしましょう。
- 必要な点検や整備を行い、火災予防上有効に保持しましょう。
- 薪を燃料とする簡易サウナ設備には、不燃材料で造った「たき殻受け」を設置しましょう。



テント型サウナの例



バレル型サウナの例



「たき殻受け」イメージ図



詳しくは市HPをご確認ください。

引用：総務省消防庁\_ [https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-154/03/shiryoushi-1.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-154/03/shiryoushi-1.pdf)

## 届出と検査

- 事業のために簡易サウナ設備を設置する場合は、設置7日前までに「簡易サウナ設備設置届出書」を、所轄消防署に届出てください。また、使用開始前に検査を受ける必要があります。

## Q & A

**Q** 定格出力が6kwを超える薪や電気を熱源とする「テント型・バレル型サウナ」の規制は？

A 「一般サウナ設備」として規制します。

**Q** 建築物内に設置する「テント型・バレル型サウナ」の規制は？

A 「一般サウナ設備」として規制します。

**Q** 簡易サウナ設備を設置する場合、消火器は必要ですか？

A マンション等の建築物の屋上に設置する場合や事業として設置する場合は、消火器が必要です。

**Q** 個人が設置する「テント型・バレル型サウナ」は、届出や検査の対象になりますか？

- A
- 個人宅の庭先など「専ら自己の使用に供するために設けるもの」は、広島市火災予防条例の基準に従い設置する必要がありますが、届出や検査は対象外です。
  - 個人事業主が事業として設置する場合は届出と検査が必要です。

※ 他法令（建築基準法や公衆浴場法等）についても手続きが必要になる場合があります。

## お問い合わせ先

消防局予防部指導課	082-546-3481		
中消防署予防課	082-546-3511	安佐南消防署予防課	082-877-4101
東消防署予防課	082-263-8402	安佐北消防署予防課	082-814-4795
南消防署予防課	082-261-5181	安芸消防署予防課	082-822-4349
西消防署予防課	082-232-0381	佐伯消防署予防課	082-921-2236

